

賠償手続きと各種社会保障申請の流れ



- 身体障害者手帳 年 月 日交付(級、障害名)
- 精神障害者福祉手帳 年 月 日交付(級) **※2年ごとに更新が必要**
- 療育手帳 年 月 日交付(等級)

参考

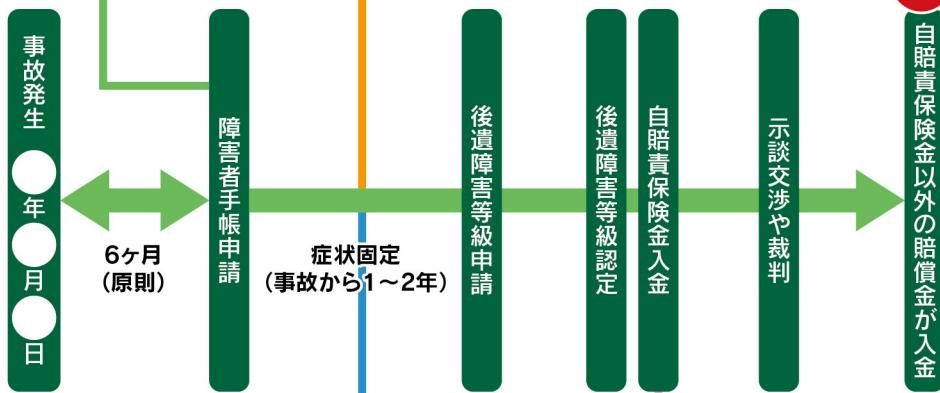
重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など、医療費助成制度があります。
(申請要件に当てはまつていれば、特別障害者手当も障害者手帳と一緒に申請)

- 障害者年金:事故から1年半後(年 月 日)から申請可能
※更新が必要な場合があるので要確認 **※事故から最長3年の支給停止期間あり**

参考

患者が未成年の場合は特別児童扶養手当や児童福祉手当、
患者が20歳以上の重篤な場合は特別障害者手当が申請できます。

解決



- 労災障害補償年金:
事故から1年半後から申請可能
※事故から最長7年の支給停止期間あり

参考

労災就学援助費や労災就労保育援助費など労災年金を受給している人やその家族の援護制度もあります。

- 自動車事故対策機構(NASVA)

自賠責後遺障害等級認定後、要件を満たした方は、自動車事故対策機構(NASVA)の介護料受給資格認定申請ができます。(※NASVA病床入院中は対象外)